

札幌市避難場所基本計画の位置づけについて

■ 災害対策基本法

第86条の6（避難所における生活環境の整備等）

避難所に必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第86条の7（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 札幌市地域防災計画

災害に対する業務及び今後の方向性を策定したもの

■ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(国)

■ 避難所運営ガイドライン（国）

■ 避難場所基本計画 [今回対象]

避難場所について、備えるべき機能目標を設定し、その整備方針を定めるもの

- 避難場所の種類
- 備蓄物資の整備方針
※発災初期において必要不可欠な物資
- ハード整備の方針
- スペースの活用方法

■ 避難場所運営マニュアル

災害が発生したときに、市職員や避難されてきた地域住民、施設管理者等がどんなことに配慮しながら、どのように避難場所を運営していくのかという実務的な内容をまとめるもの

- 避難所の開設時の運営
- 避難所開設後の運営

■ 避難場所基本計画実施プラン

札幌市避難場所基本計画の具体的な整備内容・対策及びその実施スケジュールを定めたもの